

学校法人千葉工業大学情報セキュリティポリシー

1 基本方針

1) 趣旨

学校法人千葉工業大学（以下「本学」という。）における教育、研究並びにこれらの活動を支援する事務・運營業務において、ICT 技術への依存が急速に高まる中、本学全ての構成員が情報資産・情報セキュリティの重要性を認識し、その管理・運用・活用・保護に努めるとともに、他機関・団体の情報資産・情報セキュリティを侵害しないよう行動しなければならない。

本学は、これらの認識に基づき、学校法人千葉工業大学情報セキュリティポリシー（以下「ポリシー」という。）を策定するとともに、具体的な実施手順を定める。

2) 目的

- (1) 本学の情報セキュリティに対する侵害の阻止
- (2) 学内外の情報セキュリティを侵害する行為の抑止
- (3) 情報資産の分類と管理の徹底
- (4) 情報セキュリティ侵害の早期検出と迅速な対応の体制構築

3) 対象範囲及び対象者

本ポリシーの対象範囲は、本学の管理するすべての情報資産である。情報資産とは、本学が組織として管理すべき情報及びそれを管理する仕組みをいい、本学以外に保管される情報資産であっても、本学保有の情報資産として認められるものは対象となる。なお、「情報」は、媒体（電磁的媒体、光学的媒体、紙媒体など）の種類を問わない。

本ポリシーの対象者は、本学情報資産にアクセスする全ての者とし、一時的に本学のネットワークに接続した学外者も含む。

2 対策基準

1) 組織・体制

本ポリシーを実現するため、情報セキュリティ統括責任者を置き、情報セキュリティ対策を推進するための管理体制を整備する。

2) 規程等の整備

本ポリシーに基づいた規程並びに実施手順を整備し、対象者に周知する。

3) 情報セキュリティ教育の実施

本ポリシー遵守のための教育、研修、訓練等を、本ポリシーの対象者に行う。

4) 監査の実施

本ポリシーの実効性を検証するため、定期的な自己点検・評価及び情報セキュリティ監査などの措置を定め、継続的な改善に努める。

平成 31 年 2 月 7 日
学校法人千葉工業大学